



泉大津労働基準監督署発表  
平成30年2月8日

## インターネット関連業者を逮捕・送検 (最低賃金法違反の疑い)

泉大津労働基準監督署(署長 千葉卓克)は、平成30年2月6日、G E E D(ジード)の代表者Aを最低賃金法違反の疑いで逮捕し、同8日、大阪地方検察庁に身柄送検した。

### 記

#### 1 被疑者

G E E D(ジード)の代表者A (男性、20歳)  
事業所在地 大阪府和泉市富秋町(後に大阪府高石市取石に移転)  
事業内容 インターネットメディア構築事業

#### 2 違反条文等

最低賃金法違反  
同法第4条第1項  
同法第40条(罰条)

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、G E E D(ジード)等の名称で、インターネットメディア構築事業を営む事業主であり、賃金支払の責任を有する使用者であるが、同人は、法定の除外事由がないのに、

第一 労働者Bの平成28年8月分賃金を支払うに当たり、大阪府最低賃金である1時間858円以上の賃金を支払わなければならないのに、1時間当たり850円の賃金しか支払わず、もって、当該最低賃金額以上の賃金を支払わなかった

第二 労働者Bの平成28年9月分賃金を支払うに当たり、大阪府最低賃金である1時間当たり858円以上の賃金を支払わなければならないのに、その全額を支払わず、もって、当該最低賃金額以上の賃金

を支払わなかった

第三 労働者C、Dの平成29年7月分賃金を支払うに当たり、大阪府最低賃金である1時間883円以上の賃金を支払わなければならないのに、その全額を支払わず、もって、当該最低賃金額以上の賃金を支払わなかった

ものである。

#### 4 参考事項

- (1) 被疑者は、当署による再三の出頭要求に応じず、罪証隠滅のおそれがあったことなどから、逮捕のうえ、送検したものである。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

**最低賃金法**

**第四条**

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

**第四十条**

第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び 船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。